

ビジネスサポートなかの

Business support NAGANO

8

AUGUST 2011



経営者シリーズ トップかく語りき

有限会社浦野酒舗
代表取締役

浦野 治郎氏

Jiro Urano



有限会社浦野酒舗

須坂市新町528

TEL 026-245-0410 FAX 026-245-0747

創業 明治16年1月

資本金 300万円

日本酒を飲まなくなると日本人はヤワになった。

明治から大正、昭和初期まで製糸業で隆盛を極め、戦前は硫黄鉱山でにぎわった須坂のまち。その面影を残す界隈に、浦野酒舗はある。

明治16年創業。地域の蔵元から日本酒や生ぶどう酒（ワイン）を仕入れ、小売りと卸でまちのにぎわいを支えた。「当時、須坂のまちには置屋、割烹、料理屋がずらっと軒を連ね、渋沢栄一など経済界の大物とも交流があり、さまざまな人物が訪れた須坂は文化度もかなり高かったんじゃないかな」と、浦野治郎社長。

日本史を学びたいと立命館大学に入学した1960年代終わり。東大闘争、五月革命（仏）などの嵐がキャンパスに吹き荒れ、授業もそこそこに学生運動に熱を上げる。結局退学処分となり、70年に帰郷。家業に就くも、今度は須坂の青年団体活動にの

めり込んだ。「面白かった～(笑)。青年団体でお祭りやって、がんがん酒飲んで。そうしてできた横のつながりが消防団、PTA役員、区の役員と続き、今自分が生きてるベースになっている。今の若い衆はかわいそうだよ。孤立しててそれがいないから」。

現在、店の経営のかたわら、長野小売酒販組合須高支部長を務め、組合員増強に取り組む。「酒は許されたドラッグだと私は思ってる。それを扱う以上、酒を販売する店はすべて組合に入り、未成年の飲酒防止や飲み過ぎのお客様にひと声かけるアルコール依存症対策などを一緒にやっていく責任があると思うんだ」。

とにかく日本酒、量もかなりいくらしい浦野社長は利き酒師、奥さんはワインアドバイザーの資格を持つ。

歴史を感じる佇まいの店には日本酒のほか、フランス、ドイツなどのワインも豊富に並ぶ。

「今の日本、日本酒を飲まなくなると人間がヤワになった。若いモンはお酌も嫌がるんだよね。冗談じゃない。酒をつまみに会話して、人と人との関係づくりをする。日本酒はそういう役割を担ってきたんだ。武士道の上に日本酒がきちんとある、という日本の文化を大事にしたいね。ものを言う時は腹を切るぐらいの覚悟で言え。逆らう時はきちっと逆らえ。怒る時は怒れ。そのためにも、人と人とのつながりを取り戻す集まり場所に、町の酒屋はなっていくべきだと、私は思うんです」。

日本人の日本酒離れに憤る、浦野社長。かつての“闘士”の顔をちらっと覗かせた。

回 覧

CONTENTS

AUGUST 2011

8

表紙写真

経営者シリーズ

有限会社浦野酒舗 代表取締役

浦野 治郎 氏

事業実施カレンダー

2-3

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所
取引先の破産(2)

4

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿

税務調査の立ち会い顛末記(番外編⑤)

5

税務署からのお知らせ

最近の労働情報

節電に配慮した「この夏の働き方」

6

経営者の成長指南 浪 宏友 氏

企業会計NOW

第5回 IFRS適用の延期について

7

プロの力を借りて100の壁を越える!

Business Information
Tea Room

8

事業実施カレンダー

CALENDAR

8月の予定

1月	16火
2火	17水
3水	18木
4木	19金 決算法人説明会(9月決算対象)
5金 法人会リモデル委員会 東部部会納涼パーティー	20日
6日	21日
7日	22月
8月	23火
9火	24水 経営相談室(弁護士・税理士)
10水 経営相談室(弁護士・税理士)	25木 経営相談室(社労士)
11木 経営相談室(社労士)	26金
12金	27日
13日	28日
14日	29月 定例理事会
15月	30火
	31水

実施事業報告

法人会会員親睦ゴルフ大会

先月21日に信濃ゴルフ倶楽部にて行われました。
29回目となる今回は26組104名の参加を得ることができました。

優勝は北村正博氏(株システックス/長野市南部部会)。

次回親睦事業は10月26日(水)に南長野ゴルフ倶楽部にて「部会対抗ゴルフ大会」を予定しています。



実施事業報告

租税教育事業 in 北部高校

長野法人会と長野税務署による租税教育事業が先月13日に北部高校にて行われました。

特別授業は3年生38名が対象で、前半は牧勤氏(株式会社ニッソー/青年部副部長)が先生を務め、進学あるいは就職を控えた生徒さん達に大人になるにあたって重要なこと、働く意義や企業選びのポイントなどをわかりやすく話していただきました。

後半は、長野税務署による税の仕組みや国の財政状況についての説明がありました。

地元企業の経営者ということもあり生徒さん達は真剣に耳を傾けていました。



9月の予定

1木	16金
2金	17土
3土	18日
4日	19月
5月	20火 女性部合同例会
6火	21水
7水	22木
8木	23金
9金	24土
10土	25日
11日	26月
12月	27火
13火 決算法人説明会(10月決算対象)	28水 経営相談室(弁護士・税理士)
14水 経営相談室(弁護士・税理士)	29木 経営相談室(社労士)
15木 経営相談室(社労士)	30金

女性部合同例会

日 時 9月20日(火) 午後1:30開会

会 場 ホテル国際21

内 容 第一部 「明るく、楽しく、そして諦めない」
ピアニスト 辻井伸行氏の母 辻井 いつ子 さん第二部 日本舞踊&トークショー
女優 二宮 さよ子 さん費 用 ■女性部員・法人会会員企業＝無料
■一般＝1,000円

申 込 同封のチラシをご覧ください。

見どころ

講師は、盲目でありながら国際ピアノコンクールで優勝を果たした辻井氏のお母様です。諦めなければ必ず目標は達成できるということを息子さんから学んだ体験は必聴です。きっと、いつも忙しく働く女性のご褒美の一日になるはずです。

決算説明会

9月決算法人対象

開催日時

8月19日(金)

10:00～11:30

会 場

ホクト文化ホール

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官

第2部 税理士
(関東信越税理士会長野支部派遣)

そ の 他

この説明会は、毎月開催しています。今回ご都合がつかない場合は翌月以降の説明会にご出席願います(資料請求も可)。駐車場に限りがございます。なるべく公共交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場

9月13日(火) 10:00～11:30
ホクト文化ホール法人会
経営相談室相談日時が変更になりました!!
詳細は同封のチラシをご覧ください。

開催日時

弁護士 8/10(水)・24(水)
10:00～12:00税理士 8/10(水)・24(水)
13:30～15:30社会保険
労務士 8/11(木)・25(木)
10:00～12:00

会 場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276 会議所ビル3F
TEL026-227-0011

相 談 員

弁護士・税理士・社会保険労務士 等

費 用

会員＝無料、 会員以外＝5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要です。同封の申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX(026-224-2655)にて送信願います。

ビジネス法律相談所

長野県弁護士会所属
弁護士 板谷 健太郎
夜明けの翼法律事務所



取引先の破産(2)

今回は、取引先が破産した際、債権者としてできることについてご説明します。裁判所や破産管財人に任せきりにするのではなく、手続に主体的に関与していくことがポイントです。

①債権届

破産手続開始通知書には、債権届をするようにと書かれているものがあります。この場合は、ある程度配当できる財産が見込める場合ですので、債権者としては、裁判所に対して売掛金などがいくらかあるのかについて、債権を届け出ることになります。この届出をなさない、配当にはあずかれません。

債権届をするときは、破産管財人が認定しやすいよう、できるだけ多くの資料(契約書や請求書、納品書など)を添付して届け出るとよいでしょう。

一方、配当できる財産が見込めない場合には、通知書に「当裁判所は、本破産事件について、破産者の財産で破産手続の費用を支弁するのに不足を生じるおそれがあると考えました」と書かれています。この場合には、異時廃止(意味は、前号をご覧ください)になる可能性が高いといえます。ただ、その場合にも、管財人が財産を見逃していないかどうか、目を光らせるべきです。

②免責についての意見(個人の場合)

個人の場合、免責許可決定が出れば、債務については、一定の場合を除き法律上の支払義務がなくなります。しかし、

破産者の従前の態度や行動からすると、免責するのが不公平と思われる場合もあります。そのような場合には、免責することが適切ではない事情(次項で述べる免責不許可事由など)を指摘し、免責は不当であるという意見を出すことができます。

③管財人に対する情報提供

免責が不許可となる事由が法律上定められており、たとえば、財産の隠匿、不公平な弁済、ギャンブルなどがあると、免責不許可事由があることになります。そして、このような事由があることを債権者が知っているという場合もあります。

実は、裁判所や破産管財人は、このような事情については、債権者から指摘されない限り分からないということが多くあります。

そこで、免責不許可事由があるということを知っているような場合には、破産管財人にそうした情報を提供することができます。

④債権者集会への出席

債権者集会は、債権者が出席しなくても手続は進みます。しかし、債権者は、できる限り債権者集会に出席して、不明な点は質問し、意見を述べるとよいでしょう。そうすれば、手続に主体的に関与することができます。

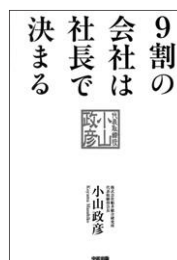


今月の売れ筋10冊

2011.6/1～2011.6/30
平安堂長野店 提供

- 1 マネジメント 基本と原則 ■P・F・ドラッカー/著 ダイアモンド社 2,000円
- 2 もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら ■岩崎夏海/著 ダイアモンド社 1,600円
- 3 9割がバイトでも最高のスタッフに育つ ディズニーの教え方 ■福島文二郎/著 中経出版 1,300円
- 4 働く君に贈る25の言葉 ■佐々木常夫/著 WAVE出版 1,400円
- 5 すべての仕事を紙1枚にまとめてしまう整理術 ■高橋政史/著 クロスメディア・パブリッシング 1,380円
- 6 人たらしの流儀 ■佐藤 優/著 PHP研究所 1,100円
- 7 稼ぐ人はなぜ、長財布を使うのか? ■亀田潤一郎/著 サンマーク出版 1,300円
- 8 9割の会社は社長で決まる ■小山政彦/著 中経出版 1,400円
- 9 図解 本当に頭が良くなる1分間勉強法 ■石井貴士/著 中経出版 1,000円
- 10 まんがと図解でわかるドラッカーリーダーシップ論 ■藤屋信二/著 宝島社 800円

今月の一冊



9割の会社は社長で決まる

小山政彦 著 中経出版
1,400円(本体価格)

「会社を倒産させない」、それが社長の最大のテーマです。社長の決断によって、会社の9割は決まってしまう。本書は、家業の倒産の経験から、会社を立て直した著者の経験談です。

税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 神田 富雄 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章

税務調査の立ち会い顛末記（番外編⑤）

平成23年度税制改正法案が国会で成立し6月30日に公布されました

今年1月に国会に提出されていた税制改正法案の一部について、三党合意(民主・自民・公明)を経て、ようやく6月22日に国会で成立し、6月30日に公布されました。

今回は、6月30日に公布された税制改正のうち、消費税の重要な改正内容について説明いたします。

1. 課税売上高5億円を超える事業者について、いわゆる95%ルールが廃止されました。（平成24年4月1日以後開始の課税期間から適用）

従前、消費税の課税事業者（簡易課税適用事業者を除く）は、その課税期間における課税売上割合が、95%以上であれば、課税仕入れ等に係る消費税額の全額を、消費税の申告において仕入税額控除できる制度（いわゆる95%ルール）となっていました。今回の税制改正により、課税売上高5億円を超える事業者は、たとえ課税売上割合が、95%以上であっても、課税売上に対応する課税仕入れ等に係る消費税額のみが、仕入税額控除の対象となります。

なお、課税期間が1年末満の場合において、課税期間の課税売上高を年換算した金額が5億円を超える場合には、上記と同様の取り扱いとなりますので注意が必要です。

もともと、消費税の本質からいって、申告における仕入税額控除の対象は、課税売上に対応する課税仕入れ等に係る消費税額に限定されるのが基本と考えられます。

そこで今後、いわゆる95%ルールの適用範囲が「5億円以下」から更に小さな金額になることも十分予想されますので、今回の改正を契機として、個別対応方式を適用するための課税仕入れの用途区分（消費税法上の、どのような売上に対応する課税仕入れなのか）について、明確に把握する準備を始める必要があります。

2. 消費税の免税事業者の要件が見直され、たとえば基準期間の課税売上高1,000万円以下である事業者でも、前期の上半期の課税売上高が1,000万円を超える場合には、消費税の課税事業者となります。（個人は平成25年分、法人は平成25年1月1日以後開始の事業年度から適用）

従前は、基準期間（原則、法人は前々期、個人は前々年）の課税売上高が、1,000万円以下である事業者は、当期（個人は当年）については消費税の免税事業者となりますが、今回の税制改正により、たとえ基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、前期（個人は前年）の上半期（原則6カ月間）の課税売上高が1,000万円を超える場合、当期（個人は当年）については消費税の課税事業者となります。

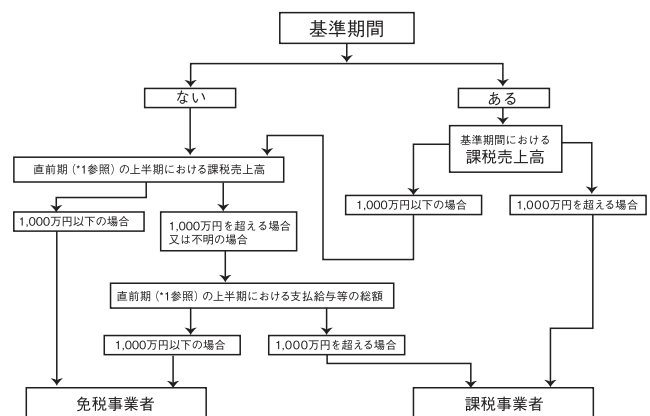
ただし、前期（個人は前年）の上半期の課税売上高に代えて、同・上半期の給与等（所得税法第28条1項）の支払額を用いて判定することもできます。

また、法人の場合、前期の期間が7カ月以下で、かつ、当期前1年間に開始した前々期がない場合には、この改正による判定の適用除外となります。

判定は、下記の表1を参考にしてください。

また、詳細については、最寄りの税務署か顧問税理士にお尋ねください。

表1【消費税納税義務判定のフローチャート】（平成25年1月1日以後）



*1：直前期が7か月以下の法人は、以下の場合を除きこの判定は不要です。
直前期が7か月以下の法人であっても、当期開始の前1年間に開始した前々期がある場合には、その前々期の開始の日から6か月間の課税売上高により判定します。（ただし、前々期が5か月以下の場合には、その前々期の課税売上高により判定します。）

税に関する中学生・高校生の作文の募集

【中学生】応募の締め切り…9月6日(火)／提出先……その地区の納税貯蓄組合連合会または最寄りの税務署

【高校生】応募の締め切り…9月7日(水)／提出先……最寄りの税務署

税務署では、税に関心をもち、さらに身近なものとして捉えていただくことを目的に、中学生および高校生から「税に関する作文」を募集しています。

テーマは、税に関して思ったこと、考えたこと、体験したことなど、税に関することであれば何でも結構です。

応募は、1人1編とし、文字数は、原稿用紙3枚（1,200字）以内とします。

※中学生の作文は納税貯蓄組合連合会との共催です。

【お問い合わせ先】

長野税務署 TEL026-234-0111(代表) 音声案内2

税制改正

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が6月22日に成立しました。

この法律は、「平成23年度税制改正法案」の中の一部が、別途の新たな法律案として国会に提出されたものです。

詳しくは財務省のホームページをご覧ください。

税務署からのお知らせ

最近の労働情報

社会保険労務士
産業カウンセラー
セクハラ・パワハラ
防止コンサルタント
傳田 清一
(デンダ キヨカズ)



傳田清一 社会保険労務士事務所
〒380-0803 長野市三輪6-23-16
TEL 026-213-6338
FAX 026-233-2330
E-MAIL k-denda@sky.plala.or.jp
URL http://www.denda-sr.jp/

節電に配慮した「この夏の働き方」

3月11日に起きた東日本大震災の影響により、この夏の電力不足が心配されるところです。

これらに対応するかのように、各企業・事業場ではこの夏の働き方を工夫する動きが広がっています。そこで節電に配慮した働き方を取り入れるための方法・手順・届出先を一緒に考えます。

企業にできる節電対策の方法

(A) 昼間の節電対策

始業・就業時刻を繰り上げる（電力需要の一番多い時間帯をずらす）

所定労働時間を短縮する

所定労働時間を削減する（特に手続きは必要なし）

(B) 平日（月～金）の節電対策

所定休日を土曜日・日曜日以外の日に変更する

(C) 夏季休業・休暇の分散化・長期化による節電対策

所定休日を増やす（お盆以外の時期に夏季休業・休暇を設定）
年次有給休暇の計画的付与制度を導入する（年次有給休暇のうち5日を超える部分について可能）

(D) 秋季への事業活動の振替による節電対策

6カ月程度を対象期間として変形労働時間制を導入する。（可能であれば、夏季に予定される事業活動の一部を電力需要が低下する秋季に振替える方法）

労働時間などの見直しの手順

- 1、労使の話し合い…………… 節電の取組目標を共有し、労働時間の見直しの必要性や不利益を被る労働者への配慮などの必要な措置を取り入れる等、十分納得していただく。
- 2、労使協定の締結…………… 臨時的な措置であるため、見直される労働時間などの対象となる期間を明確にする。

3、就業規則の作成・変更



4、労働者代表の意見聴取…意見を聴取する労働者代表は適正な方法で選出する。



5、届出書類作成



6、監督署への届出……………就業規則や変形労働時間制に関する協定は、対象期間の開始前までに所轄労働基準監督署に届ける必要があります。

必要な手続・届出先のチェックリスト

労働時間制度	必要書類	届 出	チェック欄
始業・終業時刻の繰り上げ	→ 1、就業規則（変更）届	所轄労働基準監督署	☐
	→ 2、労働者代表の意見書		☐
所定労働時間の短縮	→ 3、変更部分の就業規則		☐
所定休日の変更	→		☐
変形労働時間制の導入	→ 上記1～3の書類 4、1年単位の変形労働時間制に関する協定届 5、同 協定書 6、カレンダー ※変形労働時間制を既に就業規則に規定していて、今回改定しない場合は1～3の書類は不要です。	所轄労働基準監督署	☐
年次有給休暇制度の計画的付与制度の導入	→ 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定	不要	☐
	→ 1～3の書類	所轄労働基準監督署	☐

経営者の成長指南

顧客は何を買いきたいか



人材育成コンサルタント
(有)浪 宏友事務所
代表 浪 宏友

ある商店主がしきりにぼやいています。お客を増やしたい、どうすればいいだろう、と。

私は商店主に聞きました。いま来店してくださるお客さまは、あなたのお店の何を目当てに、来店なさるのでしょうか。ところが商店主は、わけがわからないという顔をして黙ってしまいました。

ドラッカーは言います。「われわれは何を売りたいか」をやめて「顧客は何を買いきたいか」を問え、と。

顧客がこの店に足を運ぶからには、この店に「顧客の買いきたいもの」があるのです。それが何かがわかれば、そこから可能性を広げることができるのです。

主婦たちの集まりで尋ねたことがあります。近くの店で買えるのに、わざわざ遠い店まで行くことがありますか、と。すると全員が、あると答えました。それは何故ですかと重ねて問いますと今度はいくつもの答

えが返ってきました。値段が安い、欲しいものがある、品物が良い、品数がある、店の雰囲気や店員の対応が良い、古くから親しんでいるなど。彼女たちは、実にさまざまな視点で、お店を見ているのだなあと、感心してしまいました。

他の人々を幸せにすれば、他の人々が自分を幸せにしてくれる。これは万古不変の道理だと思います。顧客を幸せにすれば、顧客が店を幸せにしてくれるのです。「顧客は何を買いきたいか」を問えとは、そのことを言っているのだと解釈することができます。

この商店主は、ついにそのような発想ができました。今までどおり、売上げが多かった少なかったと一喜一憂しながら、毎日を過ごすほかなかったようでした。

企業会計

朝日長野税理士法人 IFRS推進室 公認会計士 大野 崇 公認会計士 野村昌弘 公認会計士 井原正人 公認会計士 鮎澤英之

第5回 IFRS適用の延期について

6月21日に自見金融担当大臣より、上場企業に対するIFRSの強制適用について少なくとも2015年3月期の強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定（現状2012年を予定しています）から5～7年程度の十分な準備期間の設定を行う旨の談話が発表されました。6月初旬にも企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）で共同会議を開き、今後もコンバージェンス作業を継続しIASBとの緊密な連携を維持する方針を確認した矢先の出来事でした。

今回は何故そのような発表に至ったのかを考えてみたいと思います。

IFRSの適用については、2010年3月期以降一定の上場企業に任意適用が認められましたが、その後、国内外で様々な状況変化が生じているとして、談話では以下の項目をあげています。

- ✓米国ワークプランの公表（2010年2月）
- ✓IASBとFASBがコンバージェンスの作業の数か月延期を発表（2011年4月）
- ✓「単体検討会議報告書」の公表（2011年4月28日）
- ✓産業界からの「要望書」の提出（2011年5月25日）
- ✓米国SECのIFRS適用に関する作業計画書の公表（2011年5月26日）
- ✓連合 2012年度重点政策（2011年6月）
- ✓未曾有の災害である東日本大震災の発生
- ✓IFRSへの影響力を巡る、アジアを含む国際的な駆け引きの激化

このなかで今回の適用延期の大きな影響を与えたポイントは2つだと思います。

第1点は、アメリカの動向です。昨年の途中ぐらいからアメリカがコンバージェンス（自国の会計基準をIFRSと合わせていくこと）の作業に対して徐々に消極的なスタンスを取るようになって

てきました。その背景にはIASBに主導権を握られたくないという思いがあると考えられます。そのため、5月26日には、アメリカは今後「コンドースメント・アプローチ」を採用していくとの発表がありました。この「コンドースメント・アプローチ」とは、一定の移行期間（例えば5～7年）に、米国基準をIFRSに置き換え、最終的にIFRSと同一にしていくことを目標とする手法であり、平たく言えば当面は一括した強制適用はせず、IASBが公表する基準ごとにコンバージェンスするか否かを決めて、徐々にIFRSと合わせていくというものです。移行期間の年数等から見ても、日本はまさにアメリカに歩調を合わせたといえると思います。

第2点は、今まで日本は「連結先行」（連結財務諸表に対して先行してIFRSを適用し、その後個別財務諸表も徐々に合わせていくというもの）を推し進めてきましたが、やはり、会計基準は単なる技術論の問題ではなく、国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあるため、会計基準がこれらにもたらす影響を十分に検討する必要がある、時間が必要だという点です。伝統的な会計基準とIFRSとの基本的な考え方の違いや個別財務諸表の取扱い（「連結先行」なのか「連単分離」なのか）等について、もっと議論をするべきではないかということだと思います。

IFRS適用延期となりやれやれと思う経理・財務担当者が非常に多いとは思いますが、先に述べたようにコンバージェンス自体は今後も継続される予定です。したがって、今後も新会計基準の適用や会計基準の改正が続くものと予想されます。単に先延ばしになったと考えるのではなく、伝統的な会計基準とIFRSとの基本的な考え方の違いをしっかりと理解し、「連単分離」になることも想定したうえで、自社としてどのような会計方針や開示方針が望ましいかを真剣に検討していくことがますます必要になってくるのではないのでしょうか。

プロの力を借りて100の壁を越える！

■指導協力
東 直樹 プロ（長野カントリークラブ所属）

第5回 いざコースへ！ラウンド前にやるべきこと

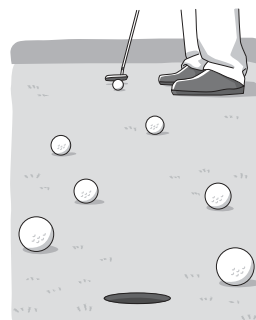
皆様、こんにちは。長野法人会事務局の伊藤です。

いよいよコースです。楽しみですがその前に。東プロ曰く「実際のコースでこれまでやってきたことをキチンと出すためにはゴルフ場へ行く前、前日から始まっていますよ」とのこと。

先ずは前日。間違っても日頃の練習不足を取り返そうと焦って沢山打つのはNG。はやる気持ちを抑えて、練習場で軽く100球程度打ちましょう。

そして当日です。仮に9:00スタートだとして皆さんは何時ごろゴルフ場へ行けますか？プロはスタートの3時間前には起床して遅くとも1時間半前には到着されるそうです。到着したら受付を済ませ準備をして、練習場があるコースなら30球程度打ちます。ここでの目的は体をほぐすことといつものリズムを再確認することです。ウマくあたるかどうかはひとまず置いておきましょう（個人的にはとても気になります）。そして最も重要なのがパッティング練習。プロは「残念ながら意味のない練習をしている方が実は多い」と仰いました。それは、ただカップに入るかどうかだけを気にしている場合です。ハイ、私です。。。そうではなく、その日の芝の状態を確かめることはもちろんのこと、自分の

目で見た距離と打つ力加減の感覚を一致させることが最重要目的だそうです。ですから、カップから離れた練習グリーンで端でもいので、ボールを二カ所において行ったり来たり感覚が合うまで丁寧にやるのがコツです。その後カップ周りで1～2メートルのパット練習で仕上げるというのが効果的だそうです。



とかくコースでは無意識のうちに慎重になり、いつものリズムが崩れがちです。せっかくコースへ行くのですからしっかりと準備をして楽しく、実のあるラウンドにしたいものです。

※プロにワンポイントアドバイス(有料)を受けたい方を募集しています。
ご希望の方は長野法人会事務局(TEL227-0011)までお問い合わせ願います。

情報アンテナ

ビジネスインフォメーション

Business Information

このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。

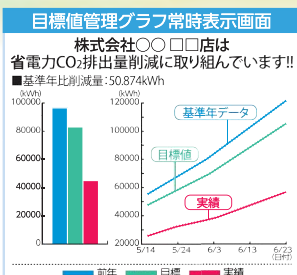
導入翌日から 省エネ効果を実感できます!!

節電の“見える化”で、
電気料金を目標通りに削減!

全国
約700件の
実績

使用電力最適化システム PN-XERO

エアコン・照明・冷凍機を自動制御し、お客様の目標通りに電気料金を削減します。webにより温度、電力使用状況、設備稼働状況をリアルタイムに監視、データ収集、設定変更などを行います。本部・現場でデータを共有し、効果が確認できます。



★初期投資は月々の電気料金削減額で相殺可能。15%、25%の削減設定も可能です。
★中小規模施設の企業様向けに、省エネ支援システム PN-mXERO(エムゼロ)もご用意しています。

お気軽にご相談ください

パルコスモ株式会社

長野市松岡1-35-5 TEL.026-222-1141 FAX.026-222-5137
http://www.palcosmo.co.jp

SIEMENS 補聴器専門店

ニッショーで見つけよう! 新しい聞こえ

聞こえのこと、補聴器のこと、
なんでもご相談ください。
私たちはお客様の悩みに寄り添える
お店を目指します。

古美術 **浄福堂** も併設しています。

お休み処としてお気軽にお寄りください。

AQUARIS アクアリス 水に強く
お風呂も温泉もそのまま入れる
補聴器と今、大評判です。
壊れにくい!



認定補聴器専門店
身体障害者自立支援法取扱店・全国補聴器販売店協会会員
SIEMENS シーメンス補聴器専門店 きこえの相談室

ニッショー補聴器センター

TEL 026-217-2228
FAX 026-217-2230 長野市柳町 72-1

営業時間/10:00~17:00
定休日/日曜・祝祭日

黒姫高原の 清流の宿が お待ちしております。

ご宴会・ご会食・懇親会

歓迎宴会や同窓会、趣味の集まりなど各種ご宴会承ります。

【こけももコース】

洋皿・小鍋・刺身・煮物・焼物・小鉢
食事・デザート

お一人様 お料理代 **3,500円**(要予約)

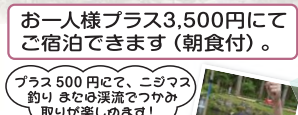


当ホテルの料理は地産地消心をかけております。

【やまぶどうコース】

前菜・洋皿・小鍋・刺身・煮物・蒸物
焼物・小鉢・食事・デザート

お一人様 お料理代 **4,500円**(要予約)



当ホテルの料理は地産地消心をかけております。

バーベキュープラン

子ども会や育成会に最適です! 大人 2,000円(要予約)

子ども会や育成会に最適です! 小人 1,500円(小学生以下)



清流の宿

ホテル 若月

政府登録旅館

上水内郡信濃町大字野尻2014-2

TEL 026-255-2577 FAX 026-255-4777

http://hotelwakatsuki.com/



Tea Room



我家の庭には二本の枇杷の木がある。一本は親戚から貰い、母が育てた。毎年沢山オレンジ色の実をつけ、店で売っているものより見栄えは良くないが、甘酸っぱくて美味しい。もう一本は食べた種を捨てておいたのが、生えてきたのだ。「枇杷の木は病人の苦しい唸り声を聞いて大きくなるという言い伝えがあり庭に植えることを嫌うそうだと母が言いつつそのまま今に至っている。民間薬として、あせもには葉を煮出して、冷ました汁で患部を洗うと良い。打撲、捻挫には葉を刻みホワイトリカーを注いで2~3時間おき、温湿布にすると良いそうだと。お試しあれ!



千野 義英

個人情報の取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議等の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口まで、お願い致します。

社団法人 長野法人会 個人情報取扱係

毎月1回1日発行

「ビジネスサポートながの」は再生紙を使用しています